

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県北九州市門司区新門司三丁目38番2号
氏 名 株式会社イマナガ
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 今永良二

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和 6年11月13日
許可の有効年月日 令和13年11月12日

複写厳禁

1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻（石綿含有産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、鉍さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、ばいじん（石綿含有産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ、動物系固形不要物

以上17種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

更新許可	平成17年11月13日	
変更許可	平成19年10月10日	取り扱う産業廃棄物の種類に「がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん」を追加
更新許可	平成22年11月13日	
優良確認	平成24年7月10日	

鹿児島県知事

複写厳禁

変更届出	平成29年10月17日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類（石綿含有産業廃を含む。）」を「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「金属くず」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「燃え殻」を「燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「汚泥」を「汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「廃油」を「廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「廃酸」を「廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「廃アルカリ」を「廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「鉱さい」を「鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「ばいじん」を「ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更
更新許可	平成29年11月13日	
優良認定	平成29年11月13日	
変更許可	平成31年1月21日	取り扱う産業廃棄物の種類の「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」を「金属くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）」を「燃え殻（石綿含有産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」を「汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）」を「ばいじん（石綿含有産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更
変更届出	令和2年5月27日	法人の代表者を「今永進二」から「今永良二」に変更
更新許可	令和6年11月13日	
優良認定	令和6年11月13日	
変更許可	令和6年11月13日	取り扱う産業廃棄物の種類に「ゴムくず」、「動植物性残さ」及び「動物系固形不要物」を追加

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。